

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年6月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300017号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300057号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年5月1日から平成31年4月1日に訂正し、平成30年5月から平成31年3月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成30年5月1日から平成31年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年5月1日から平成31年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年5月1日から平成31年4月1日まで

A社を平成31年3月31日に退職したにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかった。事業主が資格喪失年月日の訂正を届け出たものの、当該期間は保険給付の対象とならない期間(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の事業主の回答並びに請求者が請求期間に居住していたB市から提出された平成31年度及び令和2年度(平成30年及び平成31年所得分)の市民税・県民税課税証明書により、請求者が請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記課税証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの資格喪失に係る届出をしておらず、請求期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成30年5月1日となってい

ることから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。